

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画臨港地区（福山港臨港地区）を變更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和五年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画臨港地区（福山港臨港地区）

二 都市計画を變更する土地の区域

福山市鞆町の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課

福山市建設局都市部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十二月十一日から令和五年十二月二十五日まで